

藤沢市子ども・子育て会議条例及び藤沢市子ども・子育て支援法に基づ  
づく過料に関する条例の一部改正について

藤沢市子ども・子育て会議条例及び藤沢市子ども・子育て支援法に基づ  
く過料に関する条例の一部を次のように改正する。

2023年（令和5年）2月14日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市子ども・子育て会議条例及び藤沢市子ども・子育て支援法に基づ  
く過料に関する条例の一部を改正する条例

（藤沢市子ども・子育て会議条例の一部改正）

第1条 藤沢市子ども・子育て会議条例（平成25年藤沢市条例第5号）の一部を  
次のように改正する。

第1条及び第2条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

（藤沢市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部改正）

第2条 藤沢市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成27年藤沢  
市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第87条」を「第82条」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに伴い、  
規定の整備をする必要による。